

問14 あなたの担当する患者が高齢となり、脳血管障害や痴呆等によって日常生活が困難となり、さらに、治る見込みのない状態になった場合、どこで最期まで療養することを薦めますか。  
(○は1つ)

- 1 自宅
- 2 一般病院
- 3 介護療養型医療施設、又は長期療養を目的とした病院
- 4 介護老人保健施設
- 5 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- 6 その他（具体的に）
- 7 わからない

問14 あなたの担当する患者が高齢となり、脳血管障害や認知症等によって日常生活が困難となり、さらに、治る見込みのない状態になった場合、単なる延命医療についてどのようにお考えになりますか。 (○は1つ)

- 1 単なる延命医療であっても続けられるべきである（問15へお進みください）
- 2 単なる延命医療はやめたほうがよい（補問へお進みください）
- 3 単なる延命医療はやめるべきである（補問へお進みください）
- 4 わからない（問15へお進みください）

補問（問14で2か3をお選びの方に）この場合単なる延命医療を中止するとき、具体的にはどのような時期に中止することが考えられますか。お考えに近いものをお選びください。  
(○は1つ)

- 1 意識不明の状態となり、そこから回復しないと診断されたとき
- 2 生命の助かる見込みがないと診断されたとき
- 3 生命の助かる見込みがなく、死期が迫っていると診断されたとき
- 4 わからない

問15 あなたの担当する患者が高齢となり、脳血管障害や認知症等によって日常生活が困難となり、さらに、治る見込みのない状態になった場合、どこで最期まで療養させたいですか。  
(○は1つ)

- 1 自宅（補問1へお進みください）
- 2 一般病院（補問2へお進みください）
- 3 介護療養型医療施設、又は長期療養を目的とした病院（補問2へお進みください）
- 4 介護老人保健施設（補問2へお進みください）
- 5 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）（補問2へお進みください）
- 6 その他（具体的に）（補問2へお進みください）
- 7 わからない（補問2へお進みください）

補問1 (問15で1をお選びの方へ) なぜ、自宅で最期まで療養させたいと思しますか。  
(○はいくつでも)

- 1 住み慣れた場所で最期を迎えさせたいので
- 2 最期まで自分の好きなように過ごさせたいので
- 3 家族との時間を多くしたいので
- 4 家族に看取られて最期を迎えさせたいので
- 5 病院では本人の望むように最期を迎えられないでの
- 6 他の家族や知人が自宅で最期を迎えていたので
- 7 その他

補問2 (問15で1以外をお選びの方へ) あなたはなぜ自宅以外の場所で最期まで療養させたいと、思ったのですか。 (○はいくつでも)

- 1 自宅では家族の介護などの負担が大きいから
- 2 自宅ではかかりつけ医など最期を看取ってくれる人がいないため
- 3 訪問看護（看護師の訪問）体制が整っていないから
- 4 自宅で最期を迎えるのは、一般的ではないため
- 5 自宅で最期を迎えるのは、経済的に負担が大きいから
- 6 自宅では、最期に痛み等に苦しむかもしれないから
- 7 自宅では、緊急時に家族が大変になるかもしれないから
- 8 自宅での療養について、家族として希望しないから
- 9 それまでかかっていた病院（施設）の医師、看護師、介護職員などのもとで最期までみてほしいから
- 10 わからない

問16-1 「治る見込みがなく、死期が近いときには単なる延命医療を拒否することをあらかじめ書面に記しておき、~~がんの末期などで実際にそのような状態になり、~~本人の意思を直接確かめられないときはその書面に従って治療方針を決定する。」（リビング・ウイル）という考え方について、あなたはどのようにお考えですか。 (○は1つ)

- |   |
|---|
| 1 賛成する（補問1へお進みください）                                     |
| 2 患者の意思の尊重という考え方には賛成するが、書面にまでする必要がない<br>(問16-2へお進みください) |
| 3 賛成できない（問16-2へお進みください）                                 |
| 4 その他（具体的に _____ ）(問16-2へお進みください)                       |
| 5 わからない（問16-2へお進みください）                                  |

補問1 (問16－1でお選びの方に) 書面による本人の意思表示という方法について、わが国ではどのように扱われるのが適切だとお考えですか。 (○は1つ)

- 1 そのような書面が有効であるという法律を制定すべきである
- 2 法律を制定しなくとも、医師が家族と相談の上その希望を尊重して治療方針を決定する
- 3 その他(具体的に )
- 4 わからない

補問2 (問16－1でお選びの方に) 死期が近い時の治療方針についての意思について入院(入所)前、入院(入所)時、あるいは、入院(入所)後に、病院や介護施設(老人ホーム)から、書面により患者の意思を尋ねるという考え方についてどのように思いますか。 (○は1つ)

- 1 賛成する
- 2 反対である
- 3 わからない

補問3 (問16－1でお選びの方に) 書面に残すとしたらいつの時期が良いと思いますか。 (○は1つ)

- 1 入院(入所)する以前に書類として残した方が良い
- 2 入院(入所)時に書面として残したほうが良い
- 3 入院(入所)後、ある時期に書面として残した方が良い
- 4 時期は、いつでもかまわない
- 5 わからない

問16－2 このような書面について、あなた自身はその内容を尊重しますか。

(○は1つ)

- 1 尊重する
- 2 尊重せざるを得ない
- 3 尊重しない
- 4 その時の状況による
- 5 その他(具体的に )
- 6 わからない

問16－3 あなたは、この書面を作成した後も、状況の変化等によってあなたの考えが変わった場合、何度も書き直すことが可能であることをご存じですか。 (○は1つ)

- 1 何度も簡単に書き直すことが可能なことは知っている
- 2 一度書いたら、書き直しは不可能であると思っていた
- 3 一度書いた書面を書き直すことは、重大な理由が必要であると思っていた
- 3 その他 (具体的に )

問16－4 事前に本人の意思の確認ができなかった患者の場合、「家族や後見人が延命医療を拒否したら、それを本人の意思の代わりとして治療方針などを決定すればよい」(代理人による意思表示)という考え方についてどう思いますか。 (○は1つ)

- 1 それでよいと思う
- 2 そうせざるを得ないと思う
- 3 そうは思わない
- 4 その時の状況による
- 5 その他 (具体的に )
- 6 わからない

補問4 (問16－3で3以外を選びの方に) 代理による意思表示の時、代理として意思表示する人は誰が適当だと思いますか。 (○は1つ)

- 1 配偶者
- 2 児童・婦人
- 3 子供
- 4 親
- 5 後見人
- 6 家族以外の親しい人 (友人など)
- 7 主治医
- 8 主治医以外の医師 (かかりつけ医等)
- 9 病院や介護施設の職員 (看護師、介護福祉士など)
- 10 福祉事務所など公的機関に所属する人
- 11 その他 ( )
- 12 わからない

補問5 (問16～1で2、3をお選びの方に) 家族の中で意見がまとまらない場合、意思表示の書面がない時、延命医療の中止の判断はどうのようになさいますか。 (○は1つ)

- 1 家族や親戚など多数の意見に従ってほしい
- 2 配偶者など最も身近な人の意見に従ってほしい
- 3 担当する医師の考え方で決めてほしい
- 4 全員一致しなければ、延命医療が継続されてもやむを得ない
- 5 わからない

補問4 本人の明確な意思表示が全くわからない場合の終末期における治療方針の決定についてどう思いますか。 (○は1つ)

- 1 家族や親戚など多数の意見に従うべき
- 2 配偶者など最も身近な人の意見に従うべき
- 3 担当する医療・ケアチームが慎重に考えて決めるべき
- 4 わからない

問17 単なる延命医療を続けるべきか中止すべきかという問題について、医師と患者の間で十分な話し合いが行われていると思われますか。 (○は1つ)

- 1 行われていると思う
- 2 不十分と思う
- 3 行われているとは思わない
- 4 その時の状況による
- 5 その他(具体的に )
- 6 わからない

問18 あなたの施設では、終末期医療における治療方針について、医師や看護・介護職員等の医療従事者間で十分な話し合いが行われていると思いますか。

- 1 行われていると思う
- 2 不十分と思う
- 3 行われているとは思わない
- 4 その時の状況による
- 5 その他(具体的に )
- 6 わからない

問19 終末期医療において、治療方針について医師や看護・介護職員等の間に意見の相違がおこったことがありますか。 (○は1つ)

- 1 ある(補問へお進みください)
- 2 ない(問20へお進みください)

補問 (問19で1をお選びの方に) その場合、意見の調整を多くの場合どのように図ってきましたか。 (○はいくつでも)